

熱中症対策に資する現場管理費補正の試行要領 Q & A

Q1. 随意契約の工事にも適用するのか？

A1. 随意契約の工事も対象となります。福井県の発注工事で、「土木工事積算基準書」を適用して工事費を積算し、主たる工種が屋外作業である工事を対象とします。ただし、工場製作工を含む工事は、当該期間を工期から除くこととなります。

Q2. 既に契約済の工事については、受注者に対し補正計上について、どの様に周知するのか？

A2. 令和元年5月1日以降に契約した工事については、発注者から受注者に対し、当制度の説明をお願いします。説明・協議した内容については、工事打合せ簿に記録してください。受注者から補正希望の申し入れがあった場合には、適用工事として下さい。ただし、令和元年7月15日以前に完成した工事は対象外となります。

Q3. 受注者からの申出により補正することになるが、申出の期限は？

A3. 変更契約において補正計上することになるため、受発注者で事前に協議し、申出の期限を決定することとなります。施工計画書の提出時が基本になると考えます。

Q4. 施工場所の最寄りの観測地点とは何処になるのか？

A4. 日最高気温および暑さ指数とも下表を参考として下さい。

これによりがたい場合は、受発注者で協議して決定して下さい。

施工場所	観測地点
福井市（旧越廼村除く）、鯖江市、越前市、永平寺町	福井
坂井市、あわら市	三国
大野市	大野
勝山市	勝山
越前町、旧越廼村	越廼
南越前町、池田町	今庄
敦賀市	敦賀
美浜町	美浜
小浜市、若狭町、おおい町、高浜町	小浜

Q5. 日最高気温および暑さ指数は、どの様に算出するのか？

A5. 日最高気温は気象庁、暑さ指数は環境省のホームページから算出します。詳しくは、福井県土木管理課のホームページをご覧ください。

Q6. 熱中症対策として具体的にどういった対策を実施すると良いのか？

A6. 熱中症対策に資する現場管理の実績確認書（様式2）に記載の事例を参考にして下さい。受注者は、実施後に様式2により発注者への実績報告が必要となります。

Q7. 補正の適否を判断する基準はあるのか？

A7. 熱中症対策の実施内容や程度の大小、頻度など、補正の適否を判断する基準はありません。熱中症対策は、通常の現場管理費に含まれていないと見なします。

- Q8. 実績確認書（様式2）には、対策実績の写真を添付することになっているが、熱中症の対策を実施した日の全ての写真を添付する必要があるか？
- A8. 実績確認書（様式2）には、代表写真のみ添付することとし、その他については、日報またはKY活動等に実施内容を記載していただければ問題ありません。
- Q9. 工期の内、準備期間や後片付けにかかる期間の割合が大きく、実作業の期間が短い工事についても、真夏日率の算定は、工期に対する工期中の真夏日の割合で良いのか？
- A9. 【真夏日率＝工期中の真夏日÷工期】としており、実作業の期間が短い工事であっても工期に占める真夏日の割合で判断します。
- Q10. 受注者から補正希望の申し入れがあったが、結果的に熱中症対策が未実施となった場合、ペナルティがあるのか？
- A10. ペナルティはありません。補正計上が受けられなくなるのみです。
- Q11. 真夏日の内、1日でも熱中症対策が未実施となった場合には、補正が受けられなくなるのか？真夏日は欠かさず対策の実施が求められるのか？
- A11. 適用日（令和元年7月15日）以前に契約した工事は、適用日以降の熱中症対策の実施を求めます。真夏日には可能な限り対策の実施を求めることとなりますが、受注者の責に帰さない理由などにより未実施となった場合には、未実施を理由に補正が受けられなくなることはありません。
- Q12. これまで、工事における創意工夫として熱中症対策を提案してきたが、現場管理費の補正を設計に計上された場合であっても創意工夫として取り扱って良いか？
- A12. 熱中症対策は、補正計上できることとしたため、標準的な取り組みと見なされます。